

6月は「外国人労働者啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数いますが、その就労状況をみると、社会保険などの未加入や適性な労働条件が確保されていないなどの問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③労働保険・社会保険などの加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では、労働施設総合推進法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認のうえ外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問合せについては、近くのハローワークまたは労働基準監督署までお願いします。

お問い合わせ先: 稚内労働基準監督署 電話 0162-73-0777
ハローワーク稚内 電話 0162-34-1120

6月1日は「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使い方方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談のある方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先: 総務省 北海道総合通信局 電話 011-737-0099
電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日を除く)

気 象 台 一 口 ヶ モ

森林火災から自然を守る

宗谷地方も徐々に春らしくなってきました。春は、大陸の乾いた空気を持った移動性高気圧に覆われて晴れる日が多く、空気が大変乾燥しやすい時期で、加えて強い南西風が吹く日も多くなります。そこで心配されるのが火事、特に森林火災です。乾燥+強風により被害は急速かつ広範囲になります。

私たちの生活において火は重要です。しかし、大きすぎる火は要りません。ある映画(アニメ)でこんなセリフがあります。「大きすぎる火は何も生みやせん。火は森を一日で灰にする。水と風は100年かけて森を育てるんじゃ。」

森林火災の場合、この「大きすぎる火」の元は「小さな火」の不始末がほとんどです。気象台では、空気の乾燥度合いが基準に達すると予想した場合「乾燥注意報」を発表し、火の取り扱いに注意を促していますが、日本においては火山噴火や落雷を除き自然現象による火災は非常に稀です。つまり、森林火災は人間の注意力によって防げます。すでに山菜取りのシーズンに入っていますが、山へ入る方は、火の後始末には十分気を付けてください。自然は財産です。次世代のためにも、地元の自然とそこに暮らす生命が守られることを願っています。

なお、降水を伴わない「強風注意報」が発表された場合にも火の取り扱いに注意が必要です。念のため。

お問い合わせ先: 稚内地方気象台 電話 0162-23-2679